

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

<p>登園届 (保護者記入)</p>	
<p>保育所施設長殿</p>	
<p>入所児童氏名 _____</p>	
<p>病名 「 _____ 」と診断され、</p>	
<p>年 月 日医療機関名「 _____ 」において</p>	
<p>症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。</p>	
<p>保護者名 _____</p>	<p>印又はサイン _____</p>

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	感染後1～2週間、呼吸器症状のある間	呼吸器症状(咳、鼻水等)が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	全ての発しんが痂皮化(かさぶた)してから
突発性発しん		解熱し、機嫌がよく全身状態が良いこと
EBウイルス感染症	唾液を介した濃厚接触による飛沫感染。ウイルス排出は呼吸器から数か月間続く。	解熱し、全身状態が回復した者

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症